

## 瑞浪市地域活性化施設等整備補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、地域の活性化及びまちなみ景観の形成に資することを目的として、市内の歴史的建造物を保存活用する際の必要な経費の一部を補助するものとし、その交付等に関しては、瑞浪市補助金等交付規則（平成20年規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング インターネットを通じて幅広く資金を集める手法で、仲介する事業者が運営するウェブサイトを通じて行うものをいう。
- (2) 歴史的建造物 瑞浪市内にある建造物のうち、概ね50年以上前に伝統的木造建築技術により建築された空き家である住宅（併用住宅も含む。）で、地域の活性化及びまちなみ景観の形成に資するものをいう。
- (3) クラウドファンディング目標額 クラウドファンディングによる資金調達の際に設定する目標金額をいう。
- (4) 事業必要額 歴史的建造物の保存活用事業において、資金調達が必要な金額（自己資金、金融機関融資等により資金調達する金額を除く。）
- (5) 審査委員会 瑞浪市附属機関設置条例（平成28年条例第23号）に規定する瑞浪市プロポーザル審査委員会をいう。
- (6) 瑞浪市古民家再生促進モデル建築物 歴史的建造物であり、審査委員会において選定された建築物をいう。

### (補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、瑞浪市が指定する歴史的建造物又は瑞浪市古民家再生促進モデル建築物（以下「対象物件」という。）の活用事業者として審査委員会において選定された者とする。

### (補助事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、対象物件を保存活用し、事業必要額の2分の1以上をクラウドファンディ

ング目標額としてクラウドファンディングによる資金調達を行って実施する事業で、地域の活性化及びまちなみ景観の形成に寄与する事業とする。ただし、クラウドファンディング目標額を達成できなかった場合又はクラウドファンディングによる資金調達額が事業必要額を超過した場合は、補助金を交付しないこととする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、前条に規定する事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 対象物件の整備、改修又は保全を行うための建築工事費及び設備工事費

(2) クラウドファンディングに係る手数料又は委託料

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、事業必要額とクラウドファンディングによる調達額との差額とし、500万円を上限とする。

(補助事業の認定)

第7条 補助事業の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、瑞浪市地域活性化施設等整備補助事業認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 補助対象経費となる工事等の見積書

(3) 事業の内容を示す書類及び図面等

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助事業であることの認定又は不認定を決定し、瑞浪市地域活性化施設等整備補助事業認定結果通知書（様式第3号）により認定申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により補助事業の認定を受けた後において、補助事業の計画変更（中止及び廃止を含む。）をする場合は、規則第8条に定める様式の例による計画変更承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。

(クラウドファンディングの実施)

第8条 前条第2項の規定により補助事業の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた後、3月以内にクラウドファンディング

を実施して資金を調達することとし、クラウドファンディング終了後速やかにクラウドファンディング結果報告書（様式第4号）及びクラウドファンディングの結果を確認できる書類を市長へ提出しなければならない。

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第2項に規定する認定を取り消すことができる。

- （1） 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- （2） クラウドファンディング目標額を達成できなかったとき又はクラウドファンディングによる資金調達額が事業必要額を超過したとき。
- （3） その他市長が特に取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを決定したときは、補助事業認定取消通知書（様式第5号）により認定事業者に通知する。

（交付申請）

第10条 クラウドファンディング目標額を達成した認定事業者は、第8条に規定するクラウドファンディング結果報告書及びクラウドファンディングの結果を確認できる書類を提出後、瑞浪市地域活性化施設等整備補助金交付申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 収支予算書
- （2） 市税完納証明書（ただし、市税の納付状況を公簿により調査することを承諾する場合は除く。）
- （3） その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第11条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、瑞浪市地域活性化施設等整備補助金交付決定通知書（様式第7号）により、前条の申請をした認定事業者に通知するものとする。

（計画の変更）

第12条 前条の通知を受けた認定事業者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた後において、事業計画に変更（中止及び廃止を含む。）が生じた場合は、直ちに規則第8条に規定する補助事業等計画変更申請書に、

変更に係る事業計画及び収支予算書を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の2割を超えない変更で、かつ補助金額の変更を生じない場合は、この限りではない。(実績報告)

第13条 補助事業者は、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
  - (2) 補助事業の成果を示す文書、図面及び写真
  - (3) 補助対象経費に掛かる費用についての支出を証する書類
  - (4) クラウドファンディングにより調達した資金の入金を確認できる書類
  - (5) クラウドファンディング仲介事業者との契約に係る書類
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- (補助金交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助事業者が規則及びこの要綱の規定に違反した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(成果の公表等)

第15条 市長は、補助事業で実施した事業成果を公表することができる。

2 市長は、補助事業で実施した事業成果について、セミナー等において補助事業者に発表させることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。